

令和5年度 第2回
香美市障害者自立支援協議会

日時 : 令和6年3月25日(月) 10:00

場所 : 香美市役所本庁舎3階会議室

日 程

1 会長あいさつ

2 議 事

(1) 議題1 第4次香美市障害者計画・第7期香美市障害福祉計画・
第3期香美市障害児福祉計画の策定について

3 その他

(1) 災害時の障害児者の避難先の整備状況や課題について

4 副会長あいさつ

議題1 第4次香美市障害者計画及び第7期香美市障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について

1 計画策定根拠

(1) 香美市障害者計画

障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」

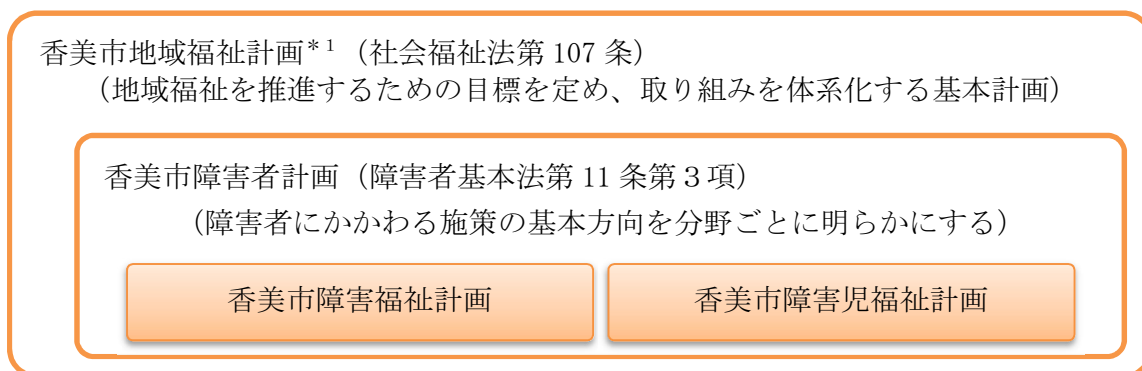
(2) 香美市障害福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」

(3) 香美市障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」

図8-1：各計画の位置づけ



*1：地域福祉計画推進委員会において策定される

2 計画期間

第4次香美市障害者計画は、従来通りの令和6年度から令和11年度までの6年間となります。

第7期香美市障害福祉計画及び第3期香美市障害児福祉計画については、これまでの3年間の計画から、令和6年度から令和11年度までの6年間に改めます。ただし、前期、後期に分けて、計画目標を設定します。

表1-1：各計画の計画期間

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	
地域福祉計画	→		第4期	→					第5期	→
障害者計画	→			第4次	→					
障害福祉計画	第6期	→		第7期	→					
障害児福祉計画	第2期	→		第3期	→					

3 計画作成部会委員

計画作成部会委員については、下表1-2のとおり。

表1-2 計画作成部会委員一覧

所属	氏名	備考
地域活動支援センター「香美」	畑 中 功 介	
高知県中央東福祉保健所	西 村 真 木	
香美市福祉事務所	岡 崎 宏 司	部会長
香美市健康推進課	並 川 智哉子	
香美市教育委員会	小 串 真 紀	
香美市教育委員会	小 松 幸 春	

4 計画策定に向けての行程

令和5年3月28日 第1回計画策定部会開催

- －障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の説明
- －日程及び計画策定に向けてのアンケート、ヒアリングの在り方について

5月19日 第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画における国の基本指針が示された。

6月28日 高知県による市町村障害保健福祉担当者会（動画配信）

- －高知県の第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画について
- －策定スケジュールの説明
- －国の基本的な指針の一部改正について

7月7日 第2回計画策定部会開催

- －策定スケジュールについての確認
- －関係団体ヒアリングについて

9月22日 第3回計画策定部会開催

- －第4次香美市障害者計画の骨子案について
- －アンケートの集計結果について

10月12日 第1回市町村ヒアリング（高知県実施）

- －サービス利用状況の確認

- 10月26日 令和5年度第1回香美市障害者自立支援協議会全体会の開催
- －第3次香美市障害福祉計画の取り組み状況について報告
 - －香美市第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の進捗について報告
 - －第4次香美市障害福祉計画、香美市第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画（以下、「3計画」という。）策定の経緯報告
 - －3計画の案についての説明

- 12月26日 第2回市町村ヒアリング（高知県実施）
- －香美市第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画におけるサービス利用量の見込み、成果目標の確認

- 1月16日 第4回計画策定部会開催
- －3計画の最終素案の協議

2月1日から2月29日まで パブリックコメント

- 3月25日 令和6年度第2回香美市障害者自立支援協議会全体会の開催
- －3計画の策定経緯の報告
 - －3計画の最終案の説明

5 第4次香美市障害福祉計画素案
別添計画書案のとおり。

6 香美市第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画素案
別添計画書案のとおり。

そのほか

(1) 災害時の障害児者の避難先の整備状況や課題について

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、報道等でも見られるとおり障害者をはじめとする災害時要配慮者への対応が、改めて課題となっています。本市における福祉分野の状況については以下のとおりです。透析などの医療分野の状況については掲載していません。

(ア) 福祉避難所の整備状況

施設名	想定受入人数* ¹	種別* ²
かがみの育成園	7 (7)	協定 (広域)
障害者支援施設白ゆり	17 (17)	協定 (広域)
ワーク第2センター白ゆり	12 (12)	協定 (広域)
ワークセンター白ゆり	20 (10)	協定 (広域)
高知県立山田特別支援学校	40 (40)	協定 (広域)
ウィッシュかがみの (南国市)	30 (30)	協定 (広域)
南海学園 (南国市)	10 (30)	協定 (広域)
特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘	5 (5)	協定
特定施設入居者生活介護事業所ケアハウス好日館	5 (5)	協定
養護老人ホーム白寿荘	5 (5)	協定
特別養護老人ホーム白寿荘	5 (5)	協定
サービス付き高齢者向け住宅あさひ デイサービス太陽	確認中	協定
サービス付き高齢者向け住宅あさひⅡ	確認中	協定

*1：括弧の内の数値は、介助者の人数

*2：広域とは、南国市、香南市、大豊町も利用する広域福祉避難所

福祉避難所の想定受入人数の合計値は、香美市独自で20名強、広域福祉避難所で136名です。第4次香美市障害者計画にあるとおり、令和5年3月時点の障害者手帳の交付対象者は、身体(3級以上)969人、知的306人、精神(2級以上)203人となっており、明らかに不足することが見込まれます。本市における主だった施設は、既に福祉避難所となっていることから、今後受入人数が大きく増える見込みはありません。

また、いずれの施設も介助者の同伴が必要となっており、独居者の受入れは難しい状況であることから、一般の避難所や在宅での避難生活を送る必要があります。

(イ) 福祉避難所の開設、運営に係る課題

本年度、香美市内の福祉避難所となっている事業所との連絡会を立ち上げ、意見交換を1月26日に開催しました。奇しくも、本会の準備期間中に能登半島地震が発生し、懸念していたとおり、福祉避難所の多くが機能しないという状況が発生しています。

連絡会においても、「福祉避難所の開設には、早くても1週間から10日程度の期間を要する。」といった議論がなされました。

- 福祉避難所の開設、運営にあたっての連絡会で出された主な課題
 - ✓ 平時から入所している方の対応で手一杯であり、発災後は停電等により、平時以上に支援の手が必要となる
 - ✓ 養護老人ホームは、職員の配置が元々少ない
 - ✓ 参集できる職員も限られる
 - ✓ 看護師、生活専門員といった専門職が参集できないと活動できない
 - ✓ 夜間発災すると、どの程度職員が参集できるか分からない
 - ✓ デイサービス等の通所サービスの利用者があるときに発災すると、利用者の支援も必要となる
 - ✓ 商用電力の復旧は、福祉避難所を開設する前提条件である
 - ✓ 備蓄物資の整備に必要な財政的な支援がない

(ウ) 一般避難所における避難の課題

比較的規模の大きい避難所には、要配慮者スペースが設けられていますが、非常用電源設備や生活に必要な設備、物資は、十分整備されていません。

ヘルパーや家族の支援を前提に在宅生活が成り立っている方にあっては、こうした支援者の支援が十分に受けられない可能性があります。

(エ) 災害時要支援者の個別避難計画の作成取組に関する課題

グループホームの入居者は、施設入所者と同様に事業所で支援することとなっているため、個別避難計画の作成の対象外となっていますが、障害者向けグループホームの世話人は人員配置が少なく、グループホームでの避難生活の継続には、課題が多いと見込まれます。

令和4年3月末時点の香美市内の障害者向けグループホームの利用定員は、高知県の作成した台帳上では147人となっている。

個別避難計画を作成しても、避難先や支援者を確保できるわけではありません。

(オ) 自助の重要性

障害児者の支援は、その障害特性に応じて支援内容が多岐にわたるため、健常者や高齢者よりも事前の備えや発災後の対応が困難です。

南海トラフ巨大地震が発生し、想定通りの被害が出た場合は、県内では高知市、県外でも和歌山市や徳島市、更には大阪市、名古屋市といった大都市での被害が見込まれ、本市へ早い段階で支援が入らない可能性も想定しておく必要があります。

こうした点からも、まずは自助で備えておく必要があります、この点について、日頃から障害児者又はその家族に働きかけをお願いしたい。

- 家具の固定や住宅の耐震化、住む場所の見直し、独自の避難先（親類宅など）の確保など、避難所以外の生活場所の確保
- 在宅での避難生活を一定期間送るために必要な食糧、水、物資（ストーマやおむつ、処方薬など）、非常用電源、非常用トイレなどの備蓄（備蓄は、3日ではなく1週間を想定）
- 迅速な支援を受けるための個別避難計画の作成
- 広域避難を予め想定しておく
- 避難訓練への参加

香美市障害者自立支援協議会委員等名簿

《委員》

番号	機関名等	委員職名	委員氏名
1	地域活動支援センター「香美」	管理者	オカモト タマリ 岡本 圭美
2	かがみの育成園	園長	タナカ マサヤ 田中 正哉
3	障害者支援施設 白ゆり	サービス管理責任者	ニシオ ユウヘイ 西尾 悠平
4	COMPASS.香美	児童発達支援管理責任者	ホリウチ ミキ 堀内 みき
5	香美市身体障害者連盟	会長	フクシマ トシオ 福島 富雄
6	香美市社会福祉協議会	会長	ヒロスエ トシロウ 弘末 俊郎
7	香美市知的障害者相談員		アキトモ ヒデシ 秋友 英稔
8	同仁病院	相談室室長	イシモト ヤストヨ 石元 康豊
9	香美市商工会	女性部長	カミジマ ヨウコ 上島 陽子
10	高知公共職業安定所香美出張所	所長	モリ エイジ 森 英司
11	障害者就業・生活支援センター「ゆうあい」	就業支援担当	タカハシ ヨシヒロ 高橋 佳宏
12	高知県立山田特別支援学校	副校長	マサオカ カヨ 正岡 佳代
13	高知県中央東福祉保健所	所長	タニワキ トシヨ 谷脇 淑代
14	香美市教育委員会	指導主任	ムネイシ テカ 宗石 千佳
15	香美市健康推進課	課長	ムネイシ 宗石 こずゑ
16	香美市福祉事務所	所長	ノ ムラ ヒロエ 野邑 裕永
17	香美市民生委員児童委員協議会連合会	会長	ヤマナカ ヒロミチ 山中 博通
18	香美市婦人会	副会長	タチカワ ヨシエ 立川 徳江

《アドバイザー》

職名	氏名
高知県相談支援アドバイザー	スミトモ ヨシミ 住友 芳美

《事務局》

担当部署	職名	担当者氏名
香美市福祉事務所	社会福祉班班長	オカサキ コウジ 岡崎 宏司
	社会福祉係長	コンドウ タケシ 近藤 健史
	社会福祉係主幹	モリヤマ カズマ 森山 和馬
	社会福祉係主幹	サイトウ マサカズ 斎藤 政和

○香美市障害者自立支援協議会設置要綱

平成27年3月25日

告示第57号

改正 平成29年3月22日告示第39号

改正 令和元年8月22日告示第64号

香美市障害者自立支援協議会設置要綱（平成19年香美市告示第115号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の規定に基づく相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、香美市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、本市における障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の自立生活を支援することを目的とする。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 障害者等の支援に係る困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 障害者の就労促進に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (6) 障害福祉計画など各種施策等の研究及び検証に関すること。
- (7) 他の障害者自立支援協議会との共同研究、調整、情報交換等に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、次に掲げる機関（以下「関係機関等」という。）で組織する。

- (1) 委託相談支援事業所
- (2) 障害福祉サービス提供事業所
- (3) 障害児通所支援事業所
- (4) 障害児（者）団体等関係者
- (5) 保健、福祉及び医療関係機関
- (6) 就労支援及び雇用関係機関
- (7) 教育関係機関
- (8) 県及び市行政関係部署等

(9) その他市長が必要と認める機関等

(構成等)

第4条 協議会は、全体会と専門部会で構成する。

- 2 全体会は、関係機関等の代表者（以下「全体会の委員」という。）で構成する。
- 3 全体会の委員の任期は、2年とする。ただし、任期内に全体会の委員の交代があった場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 全体会の委員は、再任することができる。
- 5 専門部会は、関係機関等の意見を踏まえ構成員を調整することとし、関係機関等の実務担当者（以下「専門部会の委員」という。）で構成する。

(全体会)

第5条 全体会は、障害者等の地域での自立支援策の全般について、情報交換、施策の提案、専門部会の設置や廃止、関係機関等の連携のあり方、役割分担等について協議する。

- 2 全体会に会長及び副会長を置き、全体会の委員の互選により定める。
- 3 会長は、全体会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長は、全体会の会議を招集し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 専門部会は、障害者等の個別ケース等について、支援内容、連携のあり方及び役割分担について協議するほか、施策展開等の研究及び提案を行う。

- 2 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員の互選により定める。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 4 部会長は、専門部会の会議を招集する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の委員以外の者を会議に出席させて、意見を求めることができる。
- 6 部会長は、全体会において専門部会の活動内容を報告する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉事務所社会福祉班が処理する。

(秘密の保持)

第8条 全体会の委員及び専門部会の委員は、協議会において知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。協議会の委員を脱退した後も、同様とする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日告示第39号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月22日告示第64号）

この告示は、令和元年9月1日から施行する。